

大津市地域ケア会議実施要領

(目的)

1. 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築を目的として、大津市地域ケア会議（以下「地域ケア会議」という。）を開催する。

(機能)

2. 地域ケア会議は、以下の5つの機能を有する。
 - (1) 個別課題解決機能：多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討。ケアマネジメント実践力を高める。
 - (2) ネットワーク構築機能：高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関の相互の連携を高め、ネットワークを構築する。
 - (3) 地域課題発見機能：個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする。
 - (4) 地域づくり資源開発機能：インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源を開発する。
 - (5) 政策形成機能：地域に必要な取組みを明らかにし、政策を立案・提言していく。

(会議の構成)

3. 地域ケア会議は、以下の5つの会議の総称とする。
 - (1) 大津市地域ケア個別会議（以下「個別会議」という。）
 - (2) 大津市地域ケアエリア会議（以下、「エリア会議」という。）
 - (3) 大津市地域課題検討会議（以下「地域課題検討会議」という。）
 - (4) 大津市地域包括ケア部会（以下「地域包括ケア部会」という。）
地域包括ケア部会は、以下の3つの部会で構成される。
 - ① 生活支援部会
 - ② 医療介護連携部会
 - ③ 住宅交通部会
 - (5) 大津市地域包括ケア推進会議（以下「地域包括ケア推進会議」という。）

(各会議の所掌事項)

4. 各地域ケア会議の所掌事項は以下のとおりとする。
 - (1) 個別会議
 - ① 個別事例の支援に関する事。
 - ② 関係者の相互連携およびネットワーク構築に関する事。
 - ③ 自立支援に資するケアマネジメントの支援に関する事。
 - (2) エリア会議
 - ① 地域（主に小学校区以下）が抱える問題の把握に関する事。
 - ② 地域（主に小学校区以下）が抱える問題の解決に関する事。
 - ③ 関係者の相互連携およびネットワーク構築に関する事。
 - (3) 地域課題検討会議
 - ① 地域（保健福祉ブロック）が抱える問題の把握に関する事。

- ② 地域（保健福祉ブロック）が抱える問題の解決に関すること。
- ③ 地域包括ケア部会で検討すべき事項。
- ④ 地域包括ケア推進会議で報告すべき事項。

（４）地域包括ケア部会

- ① 地域課題検討会議において、指示された事項について調査・検討すること。
- ② 地域包括ケア推進会議で報告すべき事項。

（５）地域包括ケア推進会議

- ① 地域（大津市）が抱える問題の把握に関すること。
- ② 地域（大津市）が抱える問題の解決に関すること。
- ③ 大津市地域包括支援センター運営協議会に報告すべき事項。

（構成員）

５． 各地域ケア会議の主な構成員は以下のとおり。

- （１）個別会議：本人、家族、近隣住民、民生委員、自治会役員、住民組織、地区組織、保健医療関係者、介護サービス事業者、介護支援専門員、あんしん長寿相談所職員、長寿政策課職員、行政職員
- （２）エリア会議：民生委員、自治会役員、社協役員、住民組織、地区組織、保健医療関係者、社会福祉関係者、介護サービス事業者、介護支援専門員、あんしん長寿相談所職員
- （３）地域課題検討会議：長寿政策課職員、あんしん長寿相談所職員
- （４）地域包括ケア部会：長寿政策課職員、あんしん長寿相談所職員、行政職員、保健医療関係者、社会福祉関係者
- （５）地域包括ケア推進会議：健康保険部長、健康保険部政策監、長寿政策課長、行政職員
その他、上記に記載した構成員以外に必要な者と事務局が認める者の参加を可能とする。

（開催）

６． 各地域ケア会議の招集と開催頻度は以下のとおりとする。

- （１）個別会議：必要に応じて随時開催する。あんしん長寿相談所が招集する。
- （２）エリア会議：地域の実情に応じて随時開催する。あんしん長寿相談所または地区組織が招集する。
- （３）地域課題検討会議：必要に応じて随時開催する。長寿政策課長が招集する。
- （４）地域包括ケア部会：必要に応じて随時開催する。長寿政策課長が招集する。
- （５）地域包括ケア推進会議：年１回開催する。長寿政策課長が招集する。
その他、上記以外に必要な者と事務局が認めるときは、会議の開催を可能とする。

（資料提供等の協力）

７． 地域ケア会議において、第４条に定める所掌事項を遂行するため、必要がある認めるときは、会議出席者その他関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（個人情報保護と守秘義務）

８． 出席者は、地域ケア会議において個人情報保護に十分留意するとともに、会議上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

９． 地域ケア会議の庶務は、長寿政策課およびあんしん長寿相談所が行うものとする。